

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(7) (略) (8) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第8号に規定する株式事務代行機関として 本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) <u>日本証券代行株式会社及び東京証券代行 株式会社</u> (9)・(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(7) (略) (8) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第8号に規定する株式事務代行機関として 本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) <u>日本証券代行(株)、(株)だいこう証券ビジネス 及び東京証券代行(株)</u> (9)・(10) (略)</p>